議第175号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例(平成12年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

五	次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に, 改正前 別表第2(第2条関係)	司表の改正	後の欄に掲げ		下線及び太枠で示すように改正す改正後 改正後 第2条関係)	女正する。	
?	発調を			國際			
	\$6 + \$ C 1: 100 C 100 28 +	手数	手数料の額	The state of the s	1	手数料の額	・の額
	手数料を徴収する事務	単位	金額	・	- 6 事務	単位	金額
	戸籍法(昭和22 (1) 法第10条第1	1 通につき	450円		法第10条第1	1通につき	450円
	年法律第224 項,第10条の2		(多機能端	年法律第224 項,	, 第10条の2		(多機能端
	号。以下この表に 第1項から第5項		末機による	号。以下この表に 第1	1 頃から第5項	-	末機による
	おいて「法」とい まで若しくは第1		女 付 に つ い	おいて「独」といまで	で若しくは第1		交付につい
	う。) 第10条第 26条の規定に基		ては350	う。)第10条第 26	6条の規定に基		ては350
	1項及び第10条 づく戸籍の謄本若		Ê	1項及び第10条 づく	く戸籍の謄本若		Ê
	の2第1項から第 しくは抄本の交付			の2第1項から第 しく	くは抄本の交付		
	5項まで (これら) 又は法第120条			5項まで (これら) 又は	又は法第120条		
	の規定を法第12 第1項若しくは第			の規定を法第12 第1	第1項, 第120		
	条の2において準 126条の規定に			条の2において準 条の	の2第1項若し		
	用する場合を含 基づく磁気ディス			用する場合を含くに	くは第126条の		
	む。), 第48条 クをもって調製さ			む。),第48条 規点	定に基づく戸籍		
	第1項及び第2項 れた戸籍に記録さ			第1項及び第2項 証明	証明書の交付		
	(これらの規定を れている事項の全			(これらの規定を			
	法第117条にお 部若しくは一部を			法第117条にお			

	略	400円																						
	略	戸籍電子証	明書提供用	識別符号1	年にしず																			
	(2) 略	(3) 法第120条の	3第2項の規定に	基づく戸籍電子証離別符号	明書提供用識別符件につ	号の発行 (情報通	信技術を活用した	行政の推進等に関	する法律 (平成1	4年法律第151	号)第7条第1項	の規定により同法	第6条第1項に規	定する電子情報処	理組織を使用する	方法(総務省令で	定めるものに限	る。以下この表に	おいて同じ。)に	より戸籍電子証明	書提供用識別符号	の発行を行う場合	(当該発行に係る	戸籍電子証明書の
いて準用する場合を含む。),第1	20条第1項,第	120条の2第1	頃, 第120条の	3第1項及び第2	頃,第120条の	6 第 1 項並びに第	126条の規定に	基づく戸籍に関す	る事務															
	盤																							
.14	盤																							
<u>証明した書面</u> の交 付	(2) 略																							
いて準用する場合 を含む。),第1	項並び	に第126条の規	定に基づく戸籍に	関する事務																				

		750円
		1 通につき
請求が同条第1項 の規定により同項 に規定する電子情報処理組織を使用 する方法により行 われた場合に限	財発行及び戸籍電子 記符号の発行に係 る戸籍電子証明書 の請求を行う者が の請求を行う者が 可時に当該戸籍電 互奉頂明書が証明す る事頃と同一の事 本又は戸籍に明する戸籍 の請求を行う場合 を対ける当該紹介 を辞く。)	(4)法第12条の2において準用する法第10条第1項者しくは第10条の2第1項から第

750円
1 通につき
(3) 法第12条の2 において準用する 法第10条第1項 者しくは第10条 の2第1項から第

	全	日 0 0 2
	盤	祭
5 頃までの規定者 その規定に 乗 1 2 6 条 2 2 2 3 3 1 3 6 を 2 0 条 2 3 3 1 3 6 ※ 2 0 条 2 3 3 1 3 6 ※ 2 0 条 2 3 3 1 3 6 ※ 2 0 条 2 3 3 1 3 6 ※ 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	(2) 略	(6) 法第120条の 3第2項の規定に 基づく除籍電子 明書提供用識別符 号の発行(情報通 行政の推進等に関 する法律第7条第 1項の規定により 同法第6条第1項

								盤
								智
頃までの規ぐは半年	は放送に基づまれた。	ト 7 計 7 は 3 対 3 計 3 計 3 計 3 計	1 画 2 2 6 米 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	7年//暦/スメクをもっていれた祭かれ	籍に記録され	いる事項の全部者しくは一部を証明	した書面の交付	8 と

に規定する電子情	報処理組織を使用	する方法により除	籍電子証明書提供	用識別符号の発行	を行う場合(当該	発行に係る除籍電	子証明書の請求が	同項の規定により	同項に規定する電	子情報処理組織を	使用する方法によ	り行われた場合に	限る。)における	当該発行及び除籍	電子証明書提供用	識別符号の発行に	係る除籍電子証明	書の請求を行う者	が同時に当該除籍	電子証明書が証明	する事項と同一の	事項を証明する除	かれた戸籍の謄本	若しくは抄本又は	除籍証明書の請求

	8 2 2 8 3 2 2 8 3 2 9 3 2 9 9 3 2 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	350用
	国題 題 題 の の 選 題 題 の の 選 事 無 の の の 理 無 乗 中 を は の 間 田 日 の の は 単 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 を は の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 日 の の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の	書類又は届
を行う場合における る当該発行を除 く。)	(表 2 年 8 条 2 日 3 年 8 条 2 日 3 年 8 条 2 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日 3 日	(8) 法第48条第2三

 -																			
350円	,養子緣	家又は認知	単にしい	より, 戸籍	(昭和22	第94号)	2項に規定	よる上質紙	合にあって	つき1,4									350円
1 通につき	婚姻,離婚	組,養子離緣	の届出の受	て,請永に」	法施行規則	年司法省令第	第66条第2	する書式に。	を用いる場合	は, 1 通にく	日 0 0								1 作につき
(5) 法第48条第1	項(法第117条	において準用する	場合を含む。)の	規定に基づく届出	若しくは申請の受賞	理の証明書の交付	又は法第48条第	2項(法第117、	条において準用する	る場合を含む。)	若しくは第126	条の規定に基づく	届書その他市町村	長の受理した書類	に記載した事項の	証明書の交付			(6) 法第48条第2

項 (法第117条 <u>書等情報の</u> において準用する <u>内容を表示</u>	場合を含む。)の したもの1 規定に基づく届書 件につき	の衙門・	受理した書類を閲覧に供する事務又	は法第120条の	6 第 1 項 の 規定 に	基づく届書等情報	の内容を表示した	ものを閲覧に供す	る事務
項 (法第117条 において準用する	場合を含む。)の 規定に基づく届書	の他市町村長	受理した書類を閲覧に供する事務						

付 則 この条例は, 令和6年3月1日から施行する。

戸籍法の一部改正による戸籍に関する事務の追加に伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出する。 (提案理由)